

第19期

第33回

総会議事録

令和5年12月19日

1. 開催年月日 令和5年12月19日(火)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 14時17分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

池上 信一郎

署名人

古川 弘作

事務局	<p>ただいまより、第33回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。年の瀬も押し詰まり、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。</p> <p>本日も慎重審議、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのですが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>8番 池上慎一郎 委員</p> <p>12番 古川 弘作 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。</p> <p>議案書の2ページをお開きください。</p> <p>日和田11番の譲渡人の住所でございますが、正誤表のとおりです。</p> <p>次に、5ページをお開きください。</p> <p>中央1番の10a当たりの価格欄が「0円」になっておりますが、正しくは「315,372円」になります。</p> <p>お詫びして訂正いたします。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>本日はまず、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>議案書の10ページをお開きください。</p> <p>まず、1番から11番までの 11件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>1番から11番までの調査結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と11月28日に現地調査を行いました。</p> <p>まず1番から6番までですが、申請地の外周はほぼ山林になっており、竹が申請地まで侵食している状態です。</p> <p>また7番から11番も周囲はほぼ山林で、古木がありその上をつる性の植物で覆われている状況でした。</p> <p>また隣接地の一部に耕作している農地がありますが、申請地より高台にあることや、申請人の土地であることから営農に支障はないと思われます。</p> <p>調査の結果、すべての案件で農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番から11番までの 11件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から11番までの 11件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、12番と13番の 2件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>12番と13番の調査結果を報告いたします。</p> <p>まず12番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の目的は地目変更です。 12月4日、事務局職員と合同調査をしました。 当地は18年くらい前まで、申請人の父母が自家用野菜を作付けしていましたが、亡くなったため放置されて竹林になってしまいました。農地への復元は困難と思われます。</p> <p>次に13番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 同じく12月4日、事務局職員と合同調査をしました。 申請地は12番と隣接しており、20年以上耕作されておらず竹林となっていました。こちらも農地への復元は困難と思われます。</p> <p>以上調査の結果、2件とも農地法2条の農地には該当しないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>12番と13番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、12番と13番の 2件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 12月7日、佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p>

渡し人は受け人の知人で、以前よりこの土地は受け人が耕作していましたが、登記になっていなかったため正式に農業を開始し、受け人に無償で譲渡するものです。

農機具は知人より無償で借り、受け人と妻が農作業に従事します。

次に2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は農業廃止、農業開始です。

1番と同日に事前審査会を行いました。

渡し人が病気で体が不自由になり、今後農業経営をすることが難しくなるため、農地をすべて売却し農業を廃止するものです。

残りの土地も地目を変更し、農地はすべてなくなります。

湖南の土地は知人の協力を得て、受け人が農作業に従事します。

不足している農機具は新たに購入します。

2件について、現地調査を行いました。周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の 2件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の子への贈与です。</p>

	<p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は経営縮小、農業開始です。12月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。当日は受け人と行政書士が出席して聴き取りを行いました。また申請人は親子で、母親が高齢になったため農業を開始することにしました。農作業には夫婦であたり、母の手伝いと指導のもと作業にあたります。申請地は草刈りされ、野菜が栽培され適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。 次に、5番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、使用貸借による農業開始です。 12月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を開催しました。 貸人と借人は親子であり、農機具は貸人が所有しているものを 借りて使用し、使用貸借契約書が添付されています。 申請地は自宅の隣接地で、農作業は両親及び地元協力者の 協力を得て借人と妻が行い、水稻及び野菜の栽培を行います。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 きれいに管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件等に問題はありませんでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、6番と7番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番と7番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず、6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の子への贈与です。受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>次に、7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番と7番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>

<p>細山 文昭 委員</p>	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 12月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。 受け人は土地取得後、妻と両親とともに水稻を栽培します。 農機具は両親から借ります。 受け人は地域の農業生産活動や水路などの施設利用の 取り決めや共同作業に積極的に参加し、施設の維持管理に 協力すると確約しています。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので許可相当と 思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、9番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、知人への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、10番 1件について、付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が渡し人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する)</p>
議長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の子への贈与です。 受け人と両親、兄、祖母が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、10番 1件について許可と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議長	次に、11番 1件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 12月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は以前から申請地で野菜作りを手伝っていましたが、今回家庭の事情により、贈与を受けることになりました。 農地の管理は主に受け人があたり、子供達にも手伝いをお願いしているそうです。 以前からこの集落に居住していることから地域との調和要件も問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、11番 1件について許可と決めます。 次に、12番と13番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番と13番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず、12番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借り人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に、13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。</p>
古川 弘作 委員	<p>10 a 当たりの価格が玄米30kgと15kgになっていますが 田んぼによって違うということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>12番と13番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、12番と13番の 2件について 許可と決めます。</p> <p>次に、14番 1件について、付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業経営の移譲、経営継承です。</p>

	<p>12月12日、現地調査と受け人の聴き取り調査を行いました。</p> <p>貸人と借人は親子です。申請の農地は以前、口約束で交換しており登記が済んだので申請に至りました。</p> <p>作業は借人と妻が行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、15番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>15番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、親族への贈与です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	15番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、15番 1件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	田村1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由はグランドゴルフ場です。 12月13日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。 地域の高齢者の健康増進を目的としての申請です。 申請地は集落の中央部に位置し、ゲートボール場及び 金沢集会所に隣接していることから選定したとのことです。 申請地の西側は申請人の農業用倉庫で、南北及び東側は道路で 建物は立てませんので日照や土砂流出のおそれはなく、 隣接農地への支障はありません。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は

	<p>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、2番と3番の 2件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>田村2番と3番について、調査の結果を報告いたします。 まず2番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業用倉庫の建設ですが、追認案件です。 申請人は自分の住宅敷地に隣接する農地に息子夫婦の 住宅を建設したく申請したところ、25年前に建てた農業用倉庫が 違反転用していることが判明しました。</p> <p>今回許可を得るべく手続き等を行い、再申請します。 申請地は自己所有の農地の中にあり、周囲に日陰や土砂の 流出等の影響もなく、顛末書も添付されており許可相当と 思われます。</p> <p>次に3番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農家住宅で追認案件です。 これは農家住宅を平成9年に建て替えました。当時、設計事務所に 依頼し、工務店が設計通り建築しましたが、建築時に誤って 北側にずれて配置してしまったようです。</p> <p>平成20年、建物登記をした時に初めて気づいたそうです。 業者に任せたとはいえ、慎重に建築すべきだったという</p>

	<p>顛末書が添付されています。</p> <p>周辺農地に影響をおよぼすものはなく、許可相当と 思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する 農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。</p> <p>次に、3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、 許可と決します。

	<p>次に、4番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田4番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資材・農機具置場です。 12月4日に現地調査をし、聴き取り調査を行いました。 農地区分は第2種農地と判断しました。 稲作を行うにあたり、資材・農機具等の置き場に困り 作業小屋周りにある申請地に置き場、作業所として 使用したいとのことでした。 申請地の南側にU字溝があり、雨水が流入しいくく 全体が北側に傾斜しています。 北側は自分の土地で外部には迷惑がかかりません。 農業用排水施設に支障をおよぼすこともありません。 当地は道路により他の土地と分断されており、周辺農地への 影響はありません。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は資材置場です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>福島県の公共工事に伴う資材置場への一時転用です。</p> <p>申請地を整地整形し、土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透、雑排水はありません。周辺農地は休耕田及び山林、原野ですので営農に影響を与えることはありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 次に、2番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	中央2番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 筆数は25と多いですが、一部が申請地になります。 申請の事由は開発に先立って行われますボーリング調査のための 一時転用です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 12月7日に藤田委員、事務局職員とともに現地確認を行いました。 申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への障害の有無に についても問題はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲 おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 申請地は東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジから 300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は 許可することができます。

	<p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積3番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は工事に伴う現場事務所等の一時転用です。 農地区分は農用地です。 申請地の北側と南側は道路、東側と西側には農地があります。 地目は田になっていますが、以前に改良工事を行い、 盛土されています。</p> <p>また長年にわたり休耕になっていますが、草刈り等を行い きれいに管理されています。</p> <p>申請の目的は護岸災害復旧工事を福島県より受け、現場事務所、 仮設トイレを設置、資材置場です。申請地は柵で囲い、 土砂の流れを防ぎます。</p> <p>雨水は自然浸透、周辺農地に影響を与えることはありません。 また農地復元確約書も添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p>

	<p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で4条2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は製品置場と駐車場です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>申請地は昭和56年頃から違反転用が始まり、農地パトロールでも注意はしておりました。今回、顛末書が添付されています。</p> <p>12月11日に現地調査を行いました。周辺の草が伸びているため代理人にきれいにするようお願いして来ました。</p> <p>西上ノ台の東側と北側は市道で、西側と南側は側溝で囲まれています。</p> <p>西桜木の南側は市道で、その他は側溝があり土砂の流出はないと思われます。取水、汚水はありません。</p>

	<p>敷地内は既にフェンスで囲まれインターロッキングが敷かれていますので、雨水は自然浸透で周辺側溝へ流れるので周辺農地への影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で4条3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田5番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は上下水道局発注工事のため資材置場のための一時転用です。</p>

	<p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請地の東側は側溝を挟んで道路、南側は排水路を挟んで畑、西側及び北側も同様に排水路を挟んで水田があります。</p> <p>汚水の発生はなく、雨水は自然浸透、砕石及び鉄板を敷いて土砂の流出を防止します。</p> <p>工事完了後は速やかに農地に復元するとの確約書及び残高証明書が添付されており、申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など問題ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく一時転用の後、農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で4条2番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決まします。</p> <p>次に、6番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>

<p>藤田 稔 委員</p>	<p>片平6番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場、資材置場です。 農地区分は第3種農地です。 12月7日に佐久間会長、事務局職員との合同で現地調査を行いました。周辺農地への影響は郡山中央スマートインターチェンジの中州に位置しているため、農地の集団性を損なうおそれはないと考えます。 雨水は誘導水路により沈砂池に誘導し、汚濁水を浄化して排水路に排水します。汚水は発生しません。 また12月12日に代理人の行政書士に電話で確認をしました。 申請目的実現の確実性については各種行政手続きも適正に進んでおり、充分と思われれます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われれますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 2番 同様です。 申請地は東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジから 300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>6番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、7番と8番の 2件について付議いたします。藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>7番と8番の 2件について調査の結果を報告いたします。まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は資材置場です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>12月14日に現地調査を行い、併せて渡し人から聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請地の南側は道路で、東側と西側は隣接所有者の宅地になっています。北側は原野化しており、周辺農地への影響はありません。</p> <p>また転用にあって、建築物を築造しない旨、念書も付されており問題ありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>次に8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は太陽光発電設備です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>12月12日に現地調査を行いました。申請地の西側の一部が宅地及び畑と隣接していますが、草刈りはされておりほとんどは山林に囲まれた遊休農地になっています。</p> <p>このため周辺農地への影響はありません。</p> <p>また周辺の宅地、畑の日照に影響をおよぼさないよう太陽光パネルの設置高を抑えて配置する計画する予定です。</p> <p>同日、代理人の行政書士に電話で調査を行い、申請内容の確認を行いました。</p> <p>申請目的実現の確実性については各種行政手続きも適正に進んでおり、充分と思われま</p>

	<p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-ivで、 耕作又は畜産の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等の用に 供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>次に、8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カ-イ)で、 4条1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に、9番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村9番について、調査の結果を報告いたします。</p>

	<p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は分家住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>使用貸人と使用借人は祖母と孫の関係です。</p> <p>現在、祖母と父親、借人夫婦と子供と4世代同居していますが間取りが古いため収納が少なく、物が増え手狭になり分家住宅を新築することになりました。</p> <p>申請地は現居住地である本家住宅の隣地であり、家族間のお互いの面倒を見るのに便利であり、最適と考え選定しました。</p> <p>申請地の西側は市道で、その他は使用貸人の土地であり周囲との段差はなく、土砂流出の心配もありません。</p> <p>周辺農地への支障もありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>9番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、10番と11番の 2件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
<p>松川 延安委員</p>	<p>10番と11番の 2件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず10番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一般住宅です。申請人は親子です。</p> <p>親の住宅の近くに住宅を建築するものです。</p> <p>申請地の北側は農道、西側は竹林、南東側は農業用倉庫敷地、南側は県道のため、農地とは接しておらず日照等の被害はないと思います。</p> <p>次に11番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は駐車場です。</p> <p>申請地は県道の拡幅工事の際、細長く残された形状の農地です。</p> <p>申請人は親から相続した時点で、農地法違反とは知らず、借人に貸したそうですが、今回自分の農家住宅の建築にあたり違反転用であることが判明しました。</p> <p>申請地の西側は細長く県道に面しており、東側・南側・北側は周辺農地への影響はないものと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>10番と11番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、10番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、9番 同様です。</p> <p>次に、11番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、9番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番と11番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番と11番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に、12番1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田12番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は特別養護老人ホームです。</p> <p>12月4日に事務局職員と合同調査を行いました。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>事業の必要性として、第8次郡山市高齢者福祉計画、郡山市介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホーム建設であり介護サービスのため、必要な事業とのことです。</p> <p>申請地の北側は国道288号バイパス、東側が市道、西側が山林と国道の法面、南側が法定外道路と水路であり、周辺農地への通風等の影響はありません。</p> <p>取水は南側に埋設されている水道本管より引き込み、汚水は法定外道路に埋設されている農業集落排水管に接続して排水するそうです。</p> <p>また敷地内の通路、駐車場はアスファルト舗装し、法面は</p>

	<p>緑化して土砂の流出はありません</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>12番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で2番 同様です。</p> <p>申請地は磐越自動車道郡山東インターチェンジから300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、2番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、12番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p>

	<p>まず、1番から6番までの6件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が借人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から6番までの6件について、利用権設定の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から6番までの6件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から6番までの6件について承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、7番から12番までの6件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番から12番までの6件について、所有権移転3件、利用権設定3件の申請があり、審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番から12番までの6件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番から12番までの6件について

	<p>承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号 別紙「令和5年度1月認可予定分 農用地利用集積等促進計画案」をご覧ください。</p> <p>1月予定分とあるのは県が認可し正式決定になるのが1月になる予定という意味であります。</p> <p>それでは内容についてご説明申し上げます。</p> <p>議案第6号は、農地中間管理機構から耕作者への貸付内容について定める農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。</p> <p>計画案1番及び2番の2件については、借受人を変更するために農地中間管理機構と当初の借受人が合意解約した農地について新たな借受人に貸し付けるものです。</p> <p>計画の内容を調査したところ、適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の2件について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて議案第7号「令和6年農業労働賃金標準額について」を議題といたします。</p>

	<p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から報告を求めます。</p>
鈴木 光一 委員長	<p>令和6年農業労働賃金標準額について、10月の農業相談日に各地区で検討したものを11月22日に農地利用最適化推進委員会議で事前検討を行い、12月7日に郡山市農業労働賃金標準額改定委員会議で協議し、承認をいただいたところです。</p> <p>内容は事務局から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>次に事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、令和6年農業労働賃金標準額（案）について説明させていただきます。内容につきましては、議案第7号別紙のとおりとなっております。参考資料をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和5年標準額と令和6年標準額（案）の対照表です。</p> <p>始めに上の段の「臨時雇作業」についてご説明申し上げます。</p> <p>「田畑一般作業」ですが「その他の作業」の1時間あたりの賃金をもとに算出していますので、先に2行目の「その他の作業」についてご説明いたします。</p> <p>令和5年10月1日より福島県最低労働賃金額が900円になったことを受け、「その他の作業」は1時間あたり900円としました。</p> <p>それに伴い、「田畑一般作業」は900円に8時間をかけた7,200円とし、時間外給は900円に1.25を乗じた1,125円としております。</p> <p>また「オペレーター料金」につきましても、賃金水準が5%程度上昇したことを踏まえ、賃金につきましては10,500円、時間外給は1時間あたりの単価に1.25を乗じ、10円未満を切り捨てた1,640円としております。</p> <p>次に、「請負作業」についてご説明申し上げます。</p> <p>事前検討の際に、機械や燃料を必要とする作業は、機械のメンテナンス代や燃料代の高騰を受け、増額したほうがいいとの意見が多く出されました。</p> <p>また近隣市町村も、昨年度から引き上げの動きがみられています。</p> <p>そこで今回、臨時雇作業同様、人件費が5%程度上昇したことを受け、すべての請負作業についても一律5%増額し、10円未満で</p>

	<p>四捨五入した金額で案を作成しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの鈴木 光一委員長からの報告及び事務局の説明に対し ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(意見交換を経て)</p>
議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異義ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から19番までの 19件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり1番 1件について 通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「専決処分事項の報告について」 郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、 次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p>

	<p>専決第2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について</p> <p>専決第2号 専決処分書</p> <p>郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。</p> <p>郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について</p> <p>理由：令和5年12月12日付けで事務局人事を発令するため。</p> <p>発令の内容については、記載のとおりです。</p> <p>報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>12月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第33回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第33回総会（令和5年12月19日開催）の概要

第3条 農地の異動は

15件で、 田 53, 525.00㎡ 畑 4, 883.50㎡ でした。

第4条 農地の転用は

4件で、 グラウンドゴルフ場1件、農業用倉庫1件、農家住宅1件、資材・農機具置場 でした。

第5条 農地の転用は

11件で、 資材置場3件、太陽光発電設備1件、農家住宅1件、分家住宅1軒、駐車場1件、一時転用4件 でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。